

達示第26号

平成30年10月11日

札幌刑務所長 麓 学

「未決拘禁者遵守事項等」の制定について

標記について、別紙のとおり定める。

なお、平成19年5月28日付け達示第25号「札幌刑務所未決被収容者遵守事項等の制定について」は、廃止する。

別紙

みけつこうきんしやじゅんしゅじこうとう
未決拘禁者遵守事項等

さつ ぼろ けい む しょ
札 幕 刑 務 所

札幌刑務所未決拘禁者遵守事項等

だい 第1 遵守事項

次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない
遵守事項です。これに違反した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の
処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に
定める懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に
触れるときは、さらに刑罰を科されることもあります。

- 1 (逃走) 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。
- 2 (自殺) 自殺することを企ててはならない。
- 3 (自傷行為) 自傷し、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 4 (視察妨害) 視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。
- 5 (不正連絡) 許可なく、又は許可された方法によらず、他人(自己以外のすべての者をいう。以下同じ。), 外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。
- 6 (拒食) 拒食を続けてはならない。
- 7 (診療等の拒否) 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。
- 8 (暴動等) 集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 9 (火気不正使用等) 許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 10 (建造物等の損壊) 建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。
- 11 (設備等の機能妨害等) 電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

- 12 (静穏阻害) 壁や扉をたたくなどして騒音を発し, 放歌し, 口笛を吹き, 又は正当な理由なく大声を発するなどして, 静穏な環境を害してはならない。
- 13 (集団形成) 他人に対する脅迫, 威圧, 若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として, 集団を形成し, 又は形成することを企ててはならない。
- 14 (虚偽風説流布) 虚偽の風説を流布し, 又は流布することを企ててはならない。
- 15 (汚損行為等) 建物, 設備, 備品等に落書きをし, 又はこれらを汚損してはならない。
- 16 (残飯投棄等) 残飯, ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し, 又はたんやつばを吐き散らすなど, 施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。
- 17 (物品不正製作等) 許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を製作し, 加工し, 所持し, 隠匿し, 壊し, 若しくは投棄し, 又はこれらの行為を企ててはならない。
- 18 (物品不正授受) 許可なく他人と物品を授受し, 又は授受することを企ててはならない。
- 19 (酒・たばこの製作等) 酒類, たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し, 所持し, 隠匿し, 用い, 若しくは他人と授受し, 又はこれらの行為を企ててはならない。
- 20 (シンナー等の吸飲) シンナー又はこれと類似のものを吸飲し, 又は吸飲することを企ててはならない。
- 21 (物品等不正使用) 使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り, 又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い, 若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。
- 22 (不正洗濯等) 許可なく, 衣類等を洗濯し, 身体若しくは髪を洗い, 水を用いて拭身し, 又は水をまき散らすなどして, 水を不正に使用してはならない。
- 23 (暴行等) 他人に暴行を加え, 若しくは傷害を与え, 又はこれらの行為を企ててはならない。
- 24 (けんか) 他人とけんかし, 若しくは口論し, 又はこれらの行為を企ててはならない。
- 25 (脅迫等) 他人を脅迫し, 威圧し, だまし, 若しくは困惑させる言動をな

- また たにん たい ぎ む きょうよう
し、又は他人に対し義務なきことを強要 してはならない。
- 26 (侮辱等) たにん ぶじょく ちゅうじょう も たにん たい そぼう
他人を侮辱し、ひぼうし、中傷し、若しくは他人に対し粗暴な
げんどう また わる とうめいわく およ こうい
言動をなし、又は悪ふざけ等迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 27 (物品喝取等) たにん ぶっぴん ぬす と また おど と
他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。
- 28 (不正配食 等) ふせい はいしょくどう ふせい はいしょくまた きつしょく
不正に、配食 又は喫食 してはならない。
- 29 (とばく等) とう とばく も るいじ こうい また こうい
とばく若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為を
くわだ 企ててはならない。
- 30 (文身等) いれずみ ほどこ また かみも かって よう
文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして、勝手に容ぼ
かうを変えてはならない。
- 31 (性的行為等) せいてきこうい とう たにん あいだ また たにん たい せいてきこうい
他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。
たにん ねどこ とも
他人と寝床を共にしてはならない。
- 32 (わいせつ行為等) こうい とう こい いんぶ ろしゅつ たにん また けんお
故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は嫌悪の
じょう お こうい
情を起こさせるような行為をしてはならない。
- 33 (点検等の拒否等) てんけんとう きよひ とう しょくいん じんいんてんけんまた しんたい ちやくい きよしつも ぶっぴん
職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品
けんさ きよひ また ぼうがい
の検査を拒否し、又は妨害してはならない。
- 34 (職務執行妨害) しょくいん しょくむじょう しきくむ しつこう ぼうこう きょうはく た ほうほう さまた
職員の職務の執行を、暴行、脅迫 その他の方法で妨げては
ならない。
- 35 (虚偽申告) きょぎ しんこく しょくいん しょくむじょう ちょうき しつもんとう たい きょぎ しんこく
職員の職務上 の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしては
ならない。
- 36 (反復要求) はんぶくようきゅう しょくいん たい きょうよう ようきゅう く かえ おこな
職員に対し、強要 にわたるような要求 を繰り返し行っては
ならない。
- 37 (反抗) はんこう しょくいん たい こうべん むし た ふとう ほうほう はんこう
職員に対し、抗弁、無視その他の不当な方法で反抗してはならない。
- 38 (無断離席等) むだん りせき とう きよか さだ しゅうしん い ち へんこう してい せき
許可なく、定められた就寝 位置を変更したり、指定された席
も ばしょ はな また たちい きんし ばしょ た い
若しくは場所を離れ、又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。
- 39 (不正交談等) ふせいこうだんとう べっぴょう かか こうだん きん ときまた ばしょ せいとう
別表に掲げる交談を禁じられている時又は場所において、正当
りゆう はなし また はな
な理由なく話 をし、又は話しかけてはならない。
- 40 (起居動作時間帯違反) ききょどうさ じかんたい いはん こい さだ ききょどうさ じかんたい いはん こうい
故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為を
してはならない。
- 41 (刑罰法令違反) けいばつほうれい いはん こい
刑罰法令に違反する行為をしてはならない。
- 42 (唆し行為等) そそのかこうい とう た ひしゅうようしゃ たい じゅんしゅじこう また とくべつじゅんしゅじこう いはん
他の被収容者に対して、遵守 事項又は特別遵守 事項に違反す

ることをあおり、唆し、又は援助してはならない。

だい 第2 職員 の指示に対する違反

だい 第1の遵守 事項に違反した場合のほか、「刑事収容施設及び被収容者等の
しょくう かん ほうりつ だい じょうだい こう きてい もと しょくいん おこな けいじ しせつ
処遇に関する法律」第74条第3項の規定に基づき職員 が行った刑事施設
の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反
した場合にも、同法第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に
定める懲罰を科されることがあります。

だい じょうべっぴょう
第39条別表

区 分	時(時間帯)	場 所
該 当 行 為	<p>①就寝中 ②人員点検中 ③引率歩行中 ④単独運動中 ⑤その他刑務官が周囲の状況から交談させないことを相当と判断し、指示したとき</p>	<p>①居室と他の場所の間 ②面会・診察待合室 ③診察室 ④調室 ⑤入浴場(脱衣場を含む。) ⑥護送車(列車・航空機を含む。)内 ⑦その他刑務官が周囲の状況から交談させないことを相当と判断し、指示した場所</p>